

農学委員会・食料科学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：遺伝子組換え作物分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	○農学委員会 食料科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	世界および日本の食料を安定的に確保することは人類生存にとって不可欠である。その中で、今の世界の農業生産の状況を考えたとき、遺伝子組換え作物、あるいは、遺伝子組換え食品の果たすべき役割は大きい。しかし、一方では、遺伝子組み換え作物(食品)については、いわゆる「安全性」(食品として、あるいは、環境に対して)という観点で、社会的な認知がまだ十分では無いという現実的な状況がある。また、近年、急激に開発が進んでいるゲノム編集技術のうち一部のものは、遺伝子組換えという定義からはずれないのかという議論もある。本分科会では、遺伝子組換え作物(食品)、ゲノム編集技術を含む新しい育種技術について、まだ何が問題で、今後、科学者の立場でどう解決していけばいいのかを議論し、社会に発信することを目的とする。
4	審議事項	遺伝子組換え作物(食品)、ゲノム編集技術を含む新しい育種技術の問題点の把握と科学者の立場での解決方法の検討、社会への発信に関すること
5	設置期間	平成29年10月30日～平成32年9月30日
6	備考	※事実上23期からの継続